

少第 189 号
平成 29 年 6 月 1 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

少年補導職員の運用に関する要綱の一部改正について（通達）

少年補導職員の運用にあたっては、「少年補導職員の運用に関する要綱」（平成 27 年 3 月 25 日付け少第 142 号）に基づき運用しているところであるが、このたび「ぐ犯少年の調査にかかる根拠規定」及び「少年補導職員の活動範囲」等を明確化することとし、「少年補導職員の運用に関する要綱」の一部を改正し、平成 29 年 6 月 1 日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないよう対応されたい。

別添

少年補導職員の運用に関する要綱

1 目的

この要綱は、岐阜県少年警察活動規程（平成 19 年岐阜県警察訓令第 40 号。以下「規程」という。）第 3 条に規定する少年補導職員の運用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 職務

少年補導職員は、少年警察活動のうち次に掲げる職務を行うものとする。ただし、(5)及び(6)については、規程第 50 条第 1 項及び同第 67 条第 1 項の規定により、警察本部長が指定した少年補導職員が行うものとする。

- (1) 少年相談に関すること。
- (2) 継続補導に関すること。
- (3) 被害少年に対する継続的な支援に関すること。
- (4) 街頭補導及びサイバー補導に関すること。
- (5) 押収、搜索、検証又は鑑定の嘱託を除く触法少年に係る事件の調査（以下「触法調査」という。）に関すること。
- (6) ぐ犯少年に係る事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）に関すること。
- (7) 不良行為少年、要保護少年（家出少年を含む。）及び児童虐待に係る事案の処理に関すること。
- (8) 有害環境の排除に関すること。
- (9) 関係機関・団体との連携及び少年警察ボランティアの運用に関すること。
- (10) 少年の社会参加活動の支援に関すること。
- (11) 少年の非行防止についての情報発信に関すること。
- (12) その他特命事項に関すること。

3 触法調査及びぐ犯調査をすることができる警察職員の指定等

規程第 50 条第 1 項及び同第 67 条第 1 項に規定する警察職員の指定は、触法少年等に係る事件の調査を行う少年補導職員指定名簿（別記様式第 1 号）により行い、関係警察署長に通知するものとする。

4 運用

警察署に所属する少年補導職員は、原則として、当該少年補導職員が所属する警察署を活動の拠点とし、併せて「警察署のブロック制度の運用に関する要綱」（平成 8 年 3 月 14 日付け務発第 206 号）に定めるブロック内において職務を遂行するものとする。

5 派遣要請

警察署長は、効果的な少年警察活動を実施するため少年補導職員の応援を求める必要があるときは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の同意を得た上で、少年補導職員派遣要請書（別記様式第 2 号）により、少年補導職員が所属する所属長に対し要請するものとする。

派遣を命ぜられた少年補導職員は、派遣先の警察署長の指揮を受けて少年警察活動に従事するものとする。

6 運用上の留意事項

少年課長及び警察署長（以下「少年課長等」という。）は、少年補導職員の運用に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 少年補導職員としての特性を活かし、かつ、その機能を十分発揮させるよう努めること。
- (2) 街頭補導等の職務の遂行に当たっては、受傷事故防止に配意し、複数人で実施させるとともに、必要により警察官を同行させること。
- (3) 少年補導職員の運用に当たっては、原則として2に定める職務範囲以外の活動に従事させないこと。

7 教養

少年課長等は、少年補導職員に対して、職務遂行に必要な知識・技能を習得させるため、採用時における教養の充実を図るとともに、少年相談、継続補導等における専門的カウンセリング技術や問題解決能力を向上させるための部外教養を含む各種教養を実施するものとする。

8 適正な評価

少年課長等は、少年補導職員の活動の評価に当たっては、活動の本質が少年の指導・支援にあることを正しく認識し、その努力及び達成度を実質的かつ総合的に評価するものとする。

9 報告

少年補導職員が取り扱った毎月の活動状況を少年補導職員活動状況報告（別記様式第3号）により少年課長に報告するものとする。

附 則（平成27年3月25日付け少第142号）

附 則（平成29年3月23日付け少第92号）

附 則（平成29年6月1日付け少第189号）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

※ 別記様式省略